



# 熊本県公報

号外 第34号  
令和8年(2026年)  
7月1日(水)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例	（人事課）	2
○熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	3
○熊本県税条例の一部を改正する条例	（税務課）	3
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	5
○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	（デジタル戦略推進課）	5
○熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	（子ども未来課）	6
○熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	（国保・高齢者医療課）	6
○熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	（学校人事課）	6

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第1条】
  - (1) 公共土木施設災害応急作業手当の額を見直すこととした。（第25条の16関係）
  - (2) その他規定の整理を行うこととした。（第25条の20関係）
- 2 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第2条】  
災害警備等作業に係る手当の額を見直すこととした。（別表関係）
- 3 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正【第3条】  
災害警備等作業に係る手当の額の特例を見直すこととした。（第2条、第6条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 1、2及び3は、令和8年4月1日から適用することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

#### ◇熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の報酬の額を見直すこととした。（別表第1関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 1に伴い、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の所要の規定の整理を行うこととした。（附則第2項関係）

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 不動産取得税
  - (1) 新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）（以下「特定区域内住宅」という。）及びその土地を適用対象から除外することとした。（第52条、第59条関係）
  - (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外することとした。（附則第7条関係）
- 2 その他規定の整理を行うこととした。（第38条、第99条、第109条、附

- 則第8条の2、附則第9条関係)
- 3 この条例は、令和11年4月1日から施行することとした。ただし、2の一部は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

**◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例**

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(別表第1-別表第3関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。(別表第1関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うこととした。
  - (1) 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(第3条、附則第3条関係)【第1条】
  - (2) 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(第4条、第5条、附則第5条関係)【第2条】
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

**◇熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例**

- 1 新たに子ども・子育て支援納付金分の拠出率を0と定めることとした。(第2条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第2条、第4条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(附則第3項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**条 例**

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和8年7月1日

熊本県知事 木 村 敬

**熊本県条例第31号**

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条の16第2項中「1,080円)」を「1,440円)」に改め、同項第1号中「710円)」を「950円)」に改め、同項第2号中「1,080円)」を「1,440円)」に改める。

第25条の20第2項中「配偶者手当)」を「同行配偶者手当)」に改める。

(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第19号作業の項中「840円(大規模な)」を「1,120円(大規模な)」に、「1,080円)」を「1,440円)」に改める。

(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正)

第3条 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例(平成23年熊本県条例第57号)の一部を

次のように改正する。

第2条中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に、「1,680円」を「2,240円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

第6条中「1,680円」を「2,240円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第1条改正後特殊勤務手当条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例(以下「第3条改正後特殊勤務手当特例条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(手当の内払)

3 第1条改正後特殊勤務手当条例、第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例又は第3条改正後特殊勤務手当特例条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された手当は、当該各号に定める条例の規定による手当の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 第1条改正後特殊勤務手当条例
- (2) 第2条の規定による改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例
- (3) 第3条の規定による改正前の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例 第3条改正後特殊勤務手当特例条例

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第32号

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

熊本県報酬及び費用弁償条例(昭和32年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

15	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定により置かれる附属機関	会 長	日額25,700円	ただし、日額により難い事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額
		委 員	日額23,100円	
		臨 時 委 員	日額23,100円	
16	いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定により置かれる附属機関	委 員 長	日額25,700円	ただし、日額により難い事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額
		委 員	日額23,100円	
		臨 時 委 員	日額23,100円	
		調 査 委 員	日額23,100円	

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表第1第16号」を「別表第1第18号」に改める。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第33号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第38条中「同条第63項」を「同条第65項」に改める。

第52条第1項中「限る。）」の次に「(次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を





この条例は、公布の日から施行する。

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

熊本県知事 木村敬

熊本県条例第36号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成19年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「35人」を「30人」に改める。

附則第3条第3号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第5条第1項及び第3項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第6項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第5条第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における一の学級の子ども数については、第1条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第3条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一の学級の園児の数については、第2条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

熊本県知事 木村敬

熊本県条例第37号

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、」を「基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合及び同項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、それぞれ」に改める。

第4条中「第19条第3項」を「第19条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

熊本県知事 木村敬

熊本県条例第38号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和23年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「若しくは同法第17条の規定による届出」を削る。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。